

福岡県公報

平成二十六年四月一日
第三千五百八十三号
増刊
①

目次

規 則 (第三十三号・第三十四号)	……………	一
○福岡県中小企業診断実施規則の一部を改正する規則 (中小企業振興課)	……………	一
○福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則 (健康増進課)	……………	一
告 示 (第三百五十八号・第三百五十九号)	……………	三
○福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示 (林業振興課)	……………	三
○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課)	……………	三
教育委員会	……………	三
○福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則 (教育庁高校教育課)	……………	三
人事委員会	……………	五
○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………	五
○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課)	……………	五
○福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課)	……………	五
○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………	六
○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………	六
○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………	六

規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………七

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………七

○福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………九

○平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………九

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一三

福岡県中小企業診断実施規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十六年四月一日
福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号
福岡県中小企業診断実施規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業診断実施規則(昭和四十一年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「中小企業経営金融課長」を「中小企業振興課長」に改める。

第五条中「中小企業経営金融課」を「中小企業振興課」に改める。

第六条第二号中「社団法人中小企業診断協会福岡県支部」を「一般社団法人福岡県中小企業診断士協会」に改める。

第九条中「中小企業経営金融課長」を「中小企業振興課長」に、「中小企業経営金融課」を「中小企業振興課」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「資金」を「引当金」に改める。

第五十七条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

一 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物及びその附属設備

ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

ニ 機械、装置及びその附属設備

ホ 自動車その他の陸上運搬具

ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上かつ取得価格が十万円以上のものに限る。）

ト リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからへまで及びりに掲げるものである場合に限る。）

チ 建設仮勘定（ロからへまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合において支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料の価額をいう。）

リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

イ 借地権

ロ 地上権

ハ 特許権

ニ 施設利用権

ホ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産

であつて、当該リース物件がイからニまで及びへに掲げるものである場合に限る。）

ヘ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ヘ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
第五十九条の見出し中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条各号列記以外の部分中「取得価格」を「取得価額」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「価格」を「価額」に改め、同条第三号中「帳簿価格」を「帳簿価額」に改め、同条第四号中「取得価格」を「取得価額」に、「適正な見積価格」を「公正な評価額」に改め、同条第五号中「取得価格」を「取得価額」に改める。

第九章を次のように改める。

第九章 引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第七十条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において企業職員全員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を計上する方法をいう。）によるものとする。

第七十一条 削除

第七十三条中「すみやかに、次の各号」を「速やかに、振替伝票により、次」に改め、同条第三号中「繰延資産」を「繰延収益」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 資産の評価

五 引当金の計上

第七十三条に次の一号を加える。

六 未払費用等の経過勘定に関する整理
 第七十五条第一項中「府令別表に定める貸借対照表、事業報告書、固定資産明細書及び企業債明細表」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 決算報告書
- 二 損益計算書
- 三 貸借対照表
- 四 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 五 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 六 事業報告書
- 七 キャッシュ・フロー計算書（予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法により作成したものに限る。）
- 八 収益費用明細書
- 九 固定資産明細書
- 十 企業債明細書
- 十一 継続費精算報告書
- 十二 基金運用状況調査書

第七十七条中「の各号」を削り、同条に次の一項を加える。
 2 前項第八号の予算に関する説明書を作成する場合において、予定キャッシュ・フロー計算書を作成するに当たっては、間接法によるものとする。

第七十八条中「法第二十五条に規定する」を「前条第一項第八号の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正後の福岡県病院事業財務規則の規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

告 示

福岡県告示第三百五十八号

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十六年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示

福岡県森林審議会規程（昭和二十六年十二月福岡県告示第八百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」の下に「組織及び」を加える。
 第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第三百五十九号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十六年四月一日

福岡県知事 小川 洋

第五十号の次に次の一号を加える。

51 福岡県立高等学校等就学支援金

教育委員会

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）第三条の規定に基づき、福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の位置、所掌事務、委員その他の構成員及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 いじめ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する行為をいう。

二 重大事態 法第二十八条第一項に規定する事態をいう。

三 県立学校 福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(位置)

第三条 委員会は、福岡県教育庁に置く。

(所掌事務)

第四条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。

(委員)

第五条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

一 学識経験者

二 心理又は福祉の専門家

三 その他教育委員会において必要と認められた者

3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門調査委員）

第六条 県立学校におけるいじめに係る事実関係を明らかにするための調査を行うため

必要があるときは、委員会に専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめの関係者と特別の利害関係を有しない者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

3 専門調査委員は、当該いじめに係る調査が終わったときは、退任するものとする。

(守秘義務)

第七条 委員及び専門調査委員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第八条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第九条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。ただし、重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査（第三項において「重大事態調査」という。）を行うときは、部会を置いて、行うものとする。

2 各部会は、三人以内をもって組織する。

3 各部会に属すべき委員等は、教育委員会が指名する。ただし、重大事態調査を行う部会においては、専門調査委員から指名しなければならない。

4 各部会に属する委員等により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときには、その部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第十条 委員会及び各部会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、委員長に委員会及び各部会の招集を求めることができる。

(議事)

第十一条 委員会及び各部会は、それぞれ委員等半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 議決は、出席した委員等の全員一致によらなければならない。

3 委員会は、その定めるところにより、各部会の議決を委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第十二条 委員会及び各部会の庶務は、福岡県教育庁教育振興部高校教育課において処理する。

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「一般社団法人九州観光推進機構

「一般社団法人地方税電子化協議会

一般社団法人福岡県私学教育振興会」

を

一般社団法人地方税電子化協議会

一般社団法人福岡県私学教育振興会

に改

公益社団法人福岡県観光連盟

」

める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項第一号及び同項第二号の規定により任用される職への臨時的任用については、人事委員会の承認があつたものとみなす。

3 人事委員会は、前項の規定により行われた臨時的任用の状況について、必要があると認める時は、報告を求めることができる。

第四十四条に次の二項を加える。

2 前条第一項各号の規定により行われた臨時的任用について、任用期間を更新する場合は、人事委員会の承認があつたものとみなす。

3 前項の規定により行われた臨時的任用の更新は、第四十三条第三項の規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則（平成十二年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五項第二号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「三号給」を「一号給」に改め、同項第二号中「二号給」を「昇給しない。」に改め、同項第三号中「一号給又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中
28,000
26,000
24,000
22,000
20,000
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000

30,000
30,000
30,000
30,000
30,000
30,000
30,000
30,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

福岡学園	園長
障害者更生相談所	園長
筑後いずみ園	所長
三種	

福岡学園	園長
児童自立支援専門監	園長
筑後いずみ園	園長
障害者更生相談所	所長
三種	
五種	
三種	

に、

病害虫防除所	農業総合試験場			
	所長	部長(三種であるものを除く。)	分場長	管理部長
三 種	四 種	三 種	二 種	一 種

農林業総合試験場			
場長	副センター長	センター長	副場長
一 種	二 種	三 種	四 種

農地開発事務所	農地開発事務所		農地開発事務所
	所長	副所長	
三 種	五 種	一 種	三 種

農地開発事務所	
所長	副所長
三 種	五 種

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

に、

に改め

別表第一知事部局の項中「情報政策課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」を削り、「商工政策課の総務係長」を「商工政策課の総務係長 新産業振興課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」に改める。

別表第二福岡学園の項中「園長」を「園長 児童自立支援専門監」に改める。

別表第二中

農業総合試験場	場長	副場長	管理部長	研究企画部長	総務課長	分場長
	支所長					

農林業総合試験場	場長	センター長	副場長	副センター長
	管理部長	企画部長	総務・普及部長	総務課長

農地開発事務所	所長	副所長	課長
	所長	部長	総務課長

農地開発事務所	所長	副所長	課長
---------	----	-----	----

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。
別表第一イ甲表中

女性相談所		課長	所長
-------	--	----	----

を

女性相談所	副長	課長	所長
-------	----	----	----

に、

福岡学園 筑後いずみ園	副長 寮長	課長	園長			
----------------	----------	----	----	--	--	--

を

福岡学園	副長 寮長	課長	園長 児童自立支 援専門監			
筑後いずみ園	副長 寮長	課長	園長			

に、

改める。
別表第五イ甲表中

農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長		
病虫害防除所	副長	課長 支所長	所長			
農業大学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授	校長		
農業開発事務所	係長 副長	課長 課長補佐	所長 副所長			
森林林業技術セ ンター	専門技術指 導員 (乙)	課長 専門技術指 導員 (甲)	部長	所長		

を

農林業総合試験 場	副長 専門技術指 導員 (乙)	次長 課長 専門技術指 導員 (甲)	副センター 長 部長 分場長	場長 センター長 副場長		
農業大学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授	校長		
農業開発事務所	係長 副長	課長 課長補佐	所長 副所長			

に

農業総合試験場		部長 分場長 課長	場長 副場長
森林林業技術センター		部長 課長	所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号(3)を次のように改める。

(3) 農林業総合試験場

第二条第四号中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

農林業総合試験場		副センター長 部長 分場長 課長	場長 センター長 副場長
----------	--	---------------------------	--------------------

を
に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十一号

平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。

二 県職員改正条例 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第六号）をいう。

三 警察職員改正条例 福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第二十一号）をいう。

四 学校職員改正条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第十八号）をいう。

五 平成二十六年改正条例附則第二条 県職員改正条例附則第二条、警察職員改正条例附則第二条及び学校職員改正条例附則第二条をいう。

六 平成十八年改正条例附則第七条 県職員改正条例第二条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）附則第七条、警察職員改正条例第二条の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号）附則第七号及び学校職員改正条例第二条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二十七号）附則第七条をいう。

七 勤務時間条例 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）をいう。

八 育児休業条例 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）をいう。

九 初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年福岡県人事委員会規則第九号）をいう。

十 切替前の初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第二十八号）による改正前の初任給規則をいう。

十一 切替日 平成十八年四月一日をいう。

十二 施行日 平成二十六年四月一日をいう。

十三 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第二十から別表第三十に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

十四 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。

十五 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

十六 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

イ 法第二十八条第二項、福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）第二条又は福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）第三条の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）第二条第一項により派遣されていた期間

ニ 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ヘ 勤務時間条例第十四条に規定する病気休暇の承認を受けていた期間

ト 勤務時間条例第十六条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

チ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

十七 復職時調整 初任給規則第三十六条、育児休業条例第八条又は福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号）第十条の規定による号給の調整をいう。

十八 人事交流等職員 施行日以降に、他の地方公共団体の職員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

（改正条例附則第二条第一項の人事委員会規則で定める職員）

第三条 県職員改正条例附則第二条第一項、警察職員改正条例附則第二条第一項及び学校職員改正条例附則第二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 施行日以降に初任給基準異動をした職員

二 施行日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 施行日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（第五条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

五 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

六 施行日以降に平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料を支給される職員でなくなつた者

（改正条例附則第二条第二項及び第三項の規定による給料の支給）

第四条 平成二十六年改正条例附則第二条第二項及び第三項に規定する権衡上必要と認められる職員（以下「権衡職員」という。）には、その者の受ける給料月額のほか、

この規則第五条から第七条までに定める経過措置基準額（以下、この条において「経過措置基準額」という。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を昇職員改正条例附則第二条第二項及び第三項、警察職員改正条例附則第二条第二項及び第三項又は学校職員改正条例附則第二条第二項及び第三項の規定による給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

一 施行日から平成二十七年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の一を乗じて得た額（一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が三千円を超える場合は三千円とする。）

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の二を乗じて得た額（一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が六千円を超える場合は六千円とする。）

三 平成二十八年四月一日以降 施行日以降の期間について、経過した年数一年につき三千円を乗じて得た額に三千円を加算した額

（改正条例附則第二条第二項の規定による権衡職員及び経過措置基準額）

第五条 施行日の前日に平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の支給を受けていた職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった者（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（第三条第六号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に同条第六号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）に対しては、その差額に相当する額を、経過措置基準額とする。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に切替前の初任給

規則第二十五条から第二十八条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成二十二年一月一日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例（平成二十一年福岡県条例第六十二号）第一条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇九を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）又は福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「医療職給料表（一）等適用職員」という。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者となることとなるものを除く。））にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・三四を乗じて得た額とし、それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。） 附則別表第一、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号） 附則別表第一及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二十七号） 附則別表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替

日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、切替前の初任給規則第二十四条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇九を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に切替前の初任給規則第三十九条の二又は平成十八年改正条例附則第十八条の規定による改正前の育児休業条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇九を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇九を乗じて得た額)に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇九を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 施行日の前日に平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の支給を受けていた職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものに対しては、その差額に相当する額を、経過措置基準額と

する。

(改正条例附則第二条第三項の規定による権衡職員及び経過措置基準額)

第六条 人事交流等職員(次項に掲げる職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・〇九を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員であることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・三四を乗じて得た額とし、それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第三条第六号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)に対しては、その差額に相当する額を、経過措置基準額とする。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた者に対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたとみなして同条の規定を適用したとすれば得られることとなる経過措置基準額に相当する額を、経過措置基準額とする。

(施行日の前日に給料の支給を受けない職員の経過措置基準額)

第七条 施行日の前日が休職等期間であつたことにより同日において給料の支給を受けない職員であつて、同日の属する月の全期間が休職等期間でなかつたとした場合に同日に平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料を受けることとなる者に対しては、当該給料の額に相当する額を、経過措置基準額とする。

2 前項の職員に対する第五条の規定の適用については、同条中「受けていた職員」とあるのは「受けていたこととなる職員」と読み替えるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第八条 平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の廃止)

2 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号)は、廃止する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第五項第一号に次のただし書を加える。

ただし、第十二条第一項第三号については、国家公務員からの人事交流職員をもつて課長(同相当職を含む。)以上の職への採用の選考をすることを含む。

別表第一任用課の項第十五項第一号を次のように改める。

1 第七条の六第五項の規定により、応募をした課長補佐(同相当職を含む。次項において同じ。)以下の職にある事務局職員(以下「応募者」という。)について、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすること又はしないことを決定すること。

別表第一任用課の項第十六項第一号を次のように改める。

2 第四条の七第一項の規定により、認定を受けた課長補佐以下の職にある事務局職員(以下「認定応募者」という。)の退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げること。

別表第一給与公平課の項中第三十五項を削り、第三十六項を第三十五項とし、第三十七項から第四十五項までを一項ずつ繰り上げ、第四十六項の前に次の一項を加える。

四十五 平成二十六年改正条例附則第二条の規定による給料に関する規則(平成二十六年福岡県人事委員会規則第十一号)に基づく次の事務

- 1 第二条第十八号の規定により、人事委員会の定めるこれらに準ずる者を定めること。
- 2 第三条第五号の規定により、人事委員会の定めるこれに準ずる職員を定めること。
- 3 第五条第一項の規定により、人事委員会の定めるこれに準ずる職員を定めること。
- 4 第五条第一項第五号の規定により、人事委員会の定めるこれに準ずる場合及び人事委員会の定める額を定めること。
- 5 第六条の規定により、人事委員会の定める職員及び人事委員会の定める額を定めること。
- 6 第八条の規定により、この規則により難い場合の別段の取扱いを承認すること。

別表第二 一 委員会の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表任用課の項第一項第二号中「結果」を「状況」に改め、「報告を受けること」の下に「(第四十四条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第二 三 事務局長の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表任用課の項第二項第二号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。